

JAF マスコットキャラクターの使用規定

本規定では、社団法人日本エアロビック連盟(以下「JAF」)のマスコットキャラクター「えありーな」のエアロビック関係者の使用に関して、必要な事項を定めるものとします。

(目的)

第1条 マスコットキャラクターの使用は、エアロビックの普及と誰にでも親んでもらえるエアロビックをPRすることを目的とします。

(使用の範囲と条件)

第2条 マスコットキャラクターの使用は、原則としてポスターやチラシ、ウェブ等の範囲とし、使用条件は次の通りとします。

- (1)使用目的や使用形態が明確なもの
- (2)使用する場合、既存のデザインに手を加えず、そのまま使用する
- (3)原則として、他の図案、文字等と組み合わせの使用はしない
- (4)原則として、使用料は無料とし、既存のデザイン以外に新たなデザインを起こす場合は別途協議する
- (5)販売等を目的とした事業やグッズ等の使用はしない

(使用資格)

第3条 このマスコットキャラクターを使用できるのは、次のエアロビック関係者とします。

- (1)都道府県エアロビック連盟
- (2)公認及び JAF 認定指導有資格者
- (3)JAF 認定競技エアロビック登録クラブ
- (4)JAF 認定エアロビック認定校
- (5)JAF 認定リーダーズ・サークル
- (6)その他、JAF が使用を認めた団体等

(使用手続)

第4条 マスコットキャラクターの使用を希望する場合、別紙の使用申請書に必要書類を添付し、事前に JAF 本部に提出して許可を得るものとします。

(使用の遵守事項)

第5条 マスコットキャラクターの使用に際しては、次の事項について遵守するものとします。

- (1)承認された内容及び付加された条件に基づき使用すること
- (2)承認を受けた者は、これを譲渡又は転貸しないこと

附則

本規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行します。